

ホーム（法定講習申込用簡易版） > ホーム > 出版物・情報提供 > 注意喚起 > 放置された高圧ガス容器（ボンベ）を見つけたときは

## 出版物・情報提供

出版物・保安用品等

情報提供

事故情報

法令動向

注意喚起

▶ 車両による高圧ガス容器移動に係る注意喚起

▶ クレーンを使用した高圧ガス容器の荷役作業に係る注意喚起

▶ 二酸化炭素消火設備に関する注意喚起

▶ ECサイト等で購入した高圧ガス関連製品について

▶ 容器刻印の誤りに関するご協力のお願い

▶ 刻印等のないスキューバダイビング用タンクの使用について

▶ 放置された高圧ガス容器（ボンベ）を見つけたときは

▶ インターネットによる高圧ガスの取扱いに関する注意 — 高圧ガス保安法の規制 —

▶ 飲食店等の営業を再開するときはガス機器の使用手順や設備の確認を行ってください

▶ 福島県郡山市爆発事故について【報告】（経済産業省）

▶ 台風・大雨に係る注意喚起

▶ 一LPガス消費者及び販売事業者の方へー 雪害にご注意ください

# 放置された高圧ガス容器（ボンベ）を見つけたときは

高圧ガス容器（以下「ボンベ」といいます。）は、有毒なガスが入っている場合や、腐食が激しく取扱いが危険な場合があり、専門家による処理が必要です。路上、河川等で放置されたボンベを発見された時は、[地方高圧ガス容器管理委員会又はその支部](#)へご連絡、ご相談ください（LPガスボンベを除く。LPガスボンベの場合には[こちら](#)）。このとき、可能であれば、以下のボンベの所有者の確認方法により、ボンベの所有者をご確認の上、ご連絡、ご相談ください。

## ・ボンベの所有者の確認方法

### ① 所有者刻印の確認

ボンベ肩部に表示されている、アルファベット1文字+数字3桁（4桁の場合もあり）で構成される登録記号番号（図1）をご確認ください。



図1 所有者刻印例

### ② 所有者刻印と所有者の照合

容器所有者登録記号番号簿（令和3年9月30日版）[\[PDF\]](#)をご確認の上、所有者刻印の登録記号番号と所有者を照合してください。

なお、容器所有者登録記号番号簿とは、容器所有者登録制度に基づき登録所有者の登録情報をリスト化したものです。

容器所有者登録制度の詳細については[こちら](#)

## LPガスボンベの処理について

LPガスボンベの場合、所有者刻印はなく、通常ボンベに所有者の氏名又は名称、住所及び電話番号が塗装されています（図2）。塗装により所有者が判明した場合にあっては当該所有者へご連絡、取り扱いを、所有者が判明しなかった場合にあっては各都道府県LPガス協会へご連絡、ご相談ください。

### LPガスボンベの所有者表示

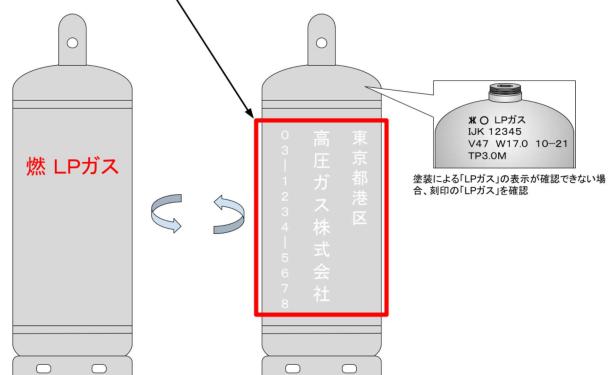


図2 LPガスボンベの所有者表示例